

介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）機器の試用貸出にあたっての「基本ルール」

介護ロボットや ICT 機器導入を検討されている中で、各法人等における使い勝手や効用について事前に確認したい場合にご利用いただけます。

【貸出申込方法】

- ①申込用紙に HP 掲載の貸出希望番号を記入して応募してください。（貸出リストとテクノエイド協会分）
- ②貸出リスト（主に県内業者）は数字番号、テクノエイド協会リストは、3桁（英語・数字）番号を記入のこと。

【注意事項】

- ①試用貸出機器は随時追加してまいります。
- ②貸出機器リストに掲載されていない機器につきましても、貸出企業と相談の上で貸出可能な場合がありますので、明確なご希望機器がある場合にはお問合せください。
- ③貸出期間は、2週間～1カ月以内となります。（機器により若干異なります）
- ④基本的に1法人等1回のご利用となります。
- ⑤事前に各種状況（電源や Wifi 環境など）について確認させていただきます中で、機器によっては貸出不可の場合もございます。
- ⑥試用貸出後のアンケート回答が必須となります。
- ⑦当事業で想定する年間貸出回数に達した以降、取扱い方法を変更させていただく場合がございます。
- ⑧下記の「試用貸出時の留意事項」をご確認いただき、所定の申込書にご記入いただくことになります。

- ・借用にあたって、まずは機器の試用目的を明確にし、目的に合った使用方法等をご検討ください。
- ・借用した機器の試用にあたっては、必要に応じてご利用者及びそのご家族の合意を取ってください。
- ・借用にあたっては、機器の使い方とリスクについてのレクチャーを必ず受けてください。
- ・借用にあたっての詳細な条件は、貸出者にご調整いただきますようお願いいたします。
- ・借用・返却の際には、破損等が無いかの確認を行ってください。破損・紛失が生じた場合は賠償責任が発生する可能性があります。
- ・事故発生時の保証に関して、以下をご確認ください。
 - ⇒試用貸出の対象となる機器が、PL 法（製造物責任法）で守られていることを確認してください。
 - ⇒万が一、事故が起こった際に備え、使用状況の記録を確実に行うようにしてください。
- ※記載項目名：対象者の身長・体重等の身体データ、普段の介護状況、使用場面、使用時間・頻度、介護者付添有無
- ・申込記載内容につきましては、借用者への連絡および匿名化した統計以外には使用いたしません。
- ・機器使用時の事故について、相談窓口では一切の責任を負いませんので、ご承知おきください。
- ・当センターは取次のみを行うため、貸出終了後の交渉等については、法人間をお願いいたします。

- 受付期間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）
- 貸出費用：無料
- 依頼方法：HP から申込用紙（チラシ）をダウンロードのうえ、FAX（チラシ裏面）にてお申込みください。